

令和7年 第7回浅口市農業委員会議事録

令和7年7月15日浅口市役所3階会議室に、浅口市農業委員会を招集する。

招集委員は次のとおり

農業委員12名			農地利用最適化推進委員13名		
議席番号	氏 名	出欠	担当区域	氏 名	出欠
1	大 橋 繁 雄	出	金光1	瀬 良 哲 哉	出
2	渡 邊 清 志	出	金光2	藤 丘 廣 志	出
3	友 田 陽 勝	出	金光2	安 田 文 彦	出
5	古 城 富士夫	出	金光3	荒 木 秀 樹	出
6	川 崎 英 俊	出	金光3	菰 口 清 司	出
7	柚 木 栄 蔵	出	鴨方1	吉 川 孝 之	出
8	吉 田 潤 市	出	鴨方1	杉 本 正 彦	出
9	虫 明 伸 吾	欠	鴨方2	瀬 嶋 富士夫	出
10	—	—	鴨方2	虫 上 行 治	出
11	渡 邊 豊	出	鴨方3	山 下 善 弘	出
12	齋 藤 孝 実	出	鴨方3	山 下 眞 治	欠
13	岡 田 直 樹	出	寄島1	中 濱 稔 文	出
			寄島2	大 島 明 敏	出

事務局

事務局長 山本 省吾

書記 谷口 輝昭

書記 古城 章弘

会議に付した議案等

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議 事

議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第28号 農用地利用集積等促進計画について

日程第4 報告事項

報告第8号 農地法第18条の規定等による合意解約通知について

日程第5 その他

- ・ 次回の委員会（令和7年8月18日（月））

議 長	開会（午後１時３０分） それでは、これから会議を始めたいと思います。
	久しぶりに昨日雨が降りましたが、まだまだ暑い日が続きます。熱中症対策といえますか、暑さ対策に十分気をつけていただいて日々過ごしていただければなというふうに思っていますので、よろしくお願いします。それじゃあ、今日も慎重審議よろしくお願いします。
	これより令和７年第７回の浅口市農業委員会を開会します。
	ただいまの出席委員は１０名で定足数に達しております。また、推進委員は１２名の参加であります。
	会議時間短縮のため、質疑応答は着席のままで行いたいと思いますので、ご協力をお願いいたします。
	日程第１、議事録署名委員の指名を行います。
	本日の議事録署名委員は、浅口市農業委員会会議規則第１２条第２項の規定により、議長において１１番渡邊豊委員、１２番齋藤委員を指名します。
	日程第２、会期の決定についてを議題とします。
	会期は本日１日としたいと思いますが、これにご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、会期を本日１日とします。
	日程第３、議事に移ります。
	議案第２６号農地法第３条の規定による許可申請についてを議題とします。
	５９５番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は２ページになります。
	議案第２６号農地法第３条の規定による許可申請について。所有権移転。令和７年７月１５日提出。
	番号５９５、土地の所在地は、全て鴨方町地頭上です。番号５９５－１、田、６０６平米、番号５９５－２、田、４５平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。
	地図は１ページ、２ページ。
	〇〇〇〇に入った、ちょっと北側の川沿いのところです。これは、もう高齢で今後できないもんでということで、今は苗代をして、稲の植付けをやりました。問題ないと思いますから、審議のほうよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５９５番の件についてご異議はありませんか。

委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
事務局	続きまして、５９６番の件について事務局の説明を求めます。
	番号５９６、土地の所在地は、鴨方町六条院中です。畑、８７１平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	この案件の場所は、〇〇〇〇があります。そこから〇〇〇〇を４００メートルぐらい里庄に行った西側にあります。譲渡し人のほうが〇〇〇〇ということで遠方のため、近隣の方に譲り渡すということでもあります。譲受人は、以前からこの土地を管理しており、問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５９６番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、５９７番の件になりますが、ここで議案に係る〇〇〇〇委員は退席をお願いします。
	(〇〇〇〇委員 退場)
議 長	それでは、５９７番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５９７番、土地の所在地は、鴨方町鴨方です。畑、５３３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。
	地図は５ページ、６ページになります。
	場所は、〇〇〇〇から北西に向かって大体１００メートル前後のところですか。この物件は、土地は、所有者が耕作やる人を、今の譲受人ですか、その許可をもらって畑の中を歩いていく状態だったんです。ところが娘さんが農業をやると、そういった話ができて、今回畑を譲るという格好で話がついたらしいです。問題ないと思いますから審議のほうよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。

	それでは、５９７番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	(〇〇〇〇委員 入場)
議 長	退席された方へお知らせいたします。
	議案第５９７番については、許可することに決定されました。
	続きまして、６００番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６００、土地の所在地は、鴨方町本庄です。田、３８平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は増反、譲渡しの理由は労力不足です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木です。
	地図は７ページ、８ページです。
	この物件は、先月の案件がありましたが、その土地の隣になります。道路からちょうど進入のこの三角の部分は書類が出てなかったもので、追加で出すという格好でと聞いています。ちょうど買い取るという格好で話が進んで、問題ない思いますから審議のほうよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６００番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６０２番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６０２、土地の所在地は、全て鴨方町本庄です。番号６０２－１、田、１５平米、番号６０２－２、田、１，１７３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしく願いいたします。
議 長	次に、７番柚木委員、補足説明をお願いします。
委 員	７番柚木。
	地図は９ページ、１０ページ。
	この物件は、今、譲受人が利用権設定でそこを長年借りて耕作をされています。一番最後の６ページを見てもらえば、今回解約書類を出されて、〇〇〇〇から譲り受ける格好で、全然問題ない思います。審議のほうよろしくお願いします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。

	それでは、６０２番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、６０３番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号６０３、土地の所在地は、全て金光町占見です。番号６０３－１、畑、４１２平米、番号６０３－２、畑、１５４平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。譲受けの理由は贈与、譲渡しの理由も贈与です。譲受人は、取得に必要な許可要件を満たしていると考えられます。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、該当地区の担当委員は私なので、補足説明を行います。 位置図は１１ページ、１２ページと１３、１４ページ、２ページに渡ってます。 １１、１２の分ですが、〇〇〇〇があるんですが、〇〇〇〇の北へ入ったところで、直線で５００メートルぐらいですか、のところに位置しております。もう一つのほうは、同じところ、〇〇〇〇へ向かって上がって行って、〇〇〇〇のすぐそばで、道沿いになっています。２件とも譲渡し人がもうできないので、高齢でもあるし、農作業をしたくないんでということで譲受人のほうへ相談したら、ほんならやって買いましょうというふうなことで、現状は両方とも畑としてきれいに耕作をしてます。これを引き続きやっていくということなんで特に問題はないと思いますので、審議のほうよろしくお願いいたします。
	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、６０３番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第２７号農地法第５条の規定による許可申請についてを議題とします。
	５９４番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	ページ３ページになります。 議案第２７号農地法第５条の規定による許可申請について。所有権移転。令和７年７月１５日提出。 番号５９４、土地の所在地は、鴨方町六条院東です。畑、３３平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、進入路。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。 この案件の場所は、先ほどもありました〇〇〇〇から北東へ１００メートルぐらい

	のところに位置しております。譲受人の居宅に入る進入路の幅員が足りないため、譲り受けるものであります。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５９４番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	次に、５９８番の件について事務局の説明を求めます。
事務局	番号５９８、土地の所在地は、鴨方町六条院西です。田、４２７平米。譲受人は、〇〇〇〇。譲渡し人は、〇〇〇〇。転用目的は、一般住宅。施設の概要は、〇〇〇〇。農地区分は第２種ですが、当該転用目的を達成できるほかの土地はありません。一般基準上も問題なく、許可要件を満たしていると考えられます。なお、転用後の地目は宅地です。よろしくお願いいたします。
議 長	次に、１１番渡邊豊委員、補足説明をお願いします。
委 員	１１番渡邊です。
	この案件の場所は、〇〇〇〇が新しくできておりますが、〇〇〇〇の場所から南へ〇〇〇〇を２００メートルぐらい南に行った東側に当たります。譲受人の現在住んでる住宅は、今度新しくできる道路が居宅にかかりまして、その替地として譲り受けるものであります。問題ないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	ただいまの説明で質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、５９８番の件についてご異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、許可することに決定します。
	続きまして、議案第２８号農用地利用集積等促進計画についてを議題とします。
	それでは、事務局の説明を求めます。
事務局	議案書４ページになります。
	議案第２８号農用地利用集積等促進計画について。令和７年７月１５日提出。
	それでは、説明いたします。
	番号９番から１１番、この３件について、農業者年金の経営移譲年金特例対象農地及び相続税等納税猶予対象特例農地ではございません。また、農業従事者も確保されており、農業経営に必要な農機具も所有しております。
	権利の設定を受ける者は３名、農地は６筆、新規が１筆、更新が５筆であり、いずれも旧農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしております。契約期間は、５年以内が１件、１０年以内が５件になります。

	次に、５ページになりますが、（１）地目別設定面積については、田、９５５平米、畑、１万７，１１４平米です。
	以上です。ご審議をよろしくお願いいたします。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
	ありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑なしと認めます。
	それでは、この件について異議はありませんか。
委 員	異議なし声
議 長	異議なしと認め、承認することに決定します。
	日程第４、報告事項に移ります。
	報告第８号農地法第１８条の規定等による合意解約通知についてを議題とします。
	事務局の説明を求めます。
事務局	議案書は６ページになります。
	報告第８号農地法第１８条の規定等による合意解約通知について。令和７年７月１５日提出。
	番号６０１、鴨方町本庄、田、１，１７３平米。借受人は、〇〇〇〇。貸出人は、〇〇〇〇。合意年月日、引渡年月日は、令和７年６月１日です。
	以上です。
議 長	ただいま説明がありました。
	質疑はありませんか。
委 員	なし声
議 長	質疑はないようですので、報告を受けたことといたします。
	日程第５、その他に移ります。
	事務局から報告等がありましたらお願いします。
事務局	①次回の農業委員会について
議 長	ほかにないようですので、本日の委員会は以上で閉会いたします。
	ご苦労さまでした。
	閉会（午後１時５２分）

上記顛末を記載した者は書記古城章弘であるが、その内容が相違ないことを証するためここに署名する。

令和7年7月15日

浅口市農業委員会 会長

⑨

同 委 員

⑨

同 委 員

⑨